

文教警察企業常任委員会資料

令和3年12月7日（火）

宮崎県警察本部

目 次

1 議案

- 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（議案第5号）

〔令和3年11月県議会定例会提出議案 P37～P55〕

・・・・資料1、資料1-1、資料1-2参照

- 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第8号）

〔令和3年11月県議会定例会提出議案 P65～P66〕

・・・・・・資料2、資料2-1参照

2 その他報告事項

特殊詐欺の現状と被害防止対策について・・・・・・資料3参照

文教警察企業 常任委員会 資料	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を 改正する条例について	令和3年12月7日(火) 宮崎県警察本部
<p>1 条例名 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>2 改正の理由 クロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、所持許可を受けた者が所持する場合等を除いて、原則所持が禁止される銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、同法律の施行に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が、改正・公布されたため。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>(1) クロスボウに係る申請等手数料の新設（別表参照）</p> <ul style="list-style-type: none">・所持許可及び更新申請手数料・許可証の書換え及び再交付手数料・クロスボウの取扱いに関する講習手数料・クロスボウ射撃資格の認定に係る審査手数料 <p>(2) 条例本文等の用語の修正 クロスボウに関する申請等手数料が新設されたことに伴い、条例本文等の用語の修正を行うもの。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none">・「銃砲」を「銃砲等」・「猟銃又は空気銃」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ」 <p>など</p> <p>4 施行日 令和4年3月15日</p>		

クロスボウ手数料改正案

番号	手数料の種類			手数料	
				猟銃等（現行）	クロスボウ（新設）
1	所持許可申請手数料	許可を現に受けている者 （いわゆる「併記申請」）	1丁	6,800円	左同
2			同時申請（2丁目以降）	4,300円	左同
3		その他の者 （いわゆる「新規申請」）	1丁	10,500円	左同
4			同時申請（2丁目以降）	6,700円	左同
5	国際競技に参加する外国人に対する 所持許可申請手数料		1丁	3,900円	左同
6			同時申請（2丁目以降）	1,800円	左同
7	所持許可証書換え手数料			1,800円	左同
8	所持許可証再交付手数料			1,900円	左同
9	所持許可の 更新申請手数料	新たな許可証の交付を伴うもの （いわゆる「基本銃」<1丁目の銃>の 更新申請）	1丁	7,200円	左同
10			所持許可（併記）と同時申請 の場合（更新申請1丁目）	4,800円	左同
11		新たな許可証の交付を伴わないもの （基本銃以外<2丁目以降の銃>の銃の 更新申請）	1丁	6,800円	左同
12			同時申請（2丁目以降）	4,400円	左同
13	講習手数料		初心者	6,900円	左同
14			経験者	3,000円	左同
15	射撃練習資格認定申請手数料		1件申請	8,900円	9,300円(注1)
16			同時申請（2件目以降）		5,600円(注2)

(注1) クロスボウによる射撃練習は、射撃指導員の監督の下に実施するため、当該射撃指導員に対して、申請者を指導する意思があるかなどを調査する必要があり、この調査のため人件費が加算されている。

(注2) クロスボウによる射撃練習は、射撃指導員の監督の下に実施しなければならず、異なる射撃指導員から指導を受けようする場合には、射撃指導員毎に申請を行わなければならないため、同時申請する場合がある。

<例> クロスボウの場合、3名の射撃指導員から指導を受けようとする場合、同時に3件の申請を提出する場合がある。

文教警察企業 常任委員会 資料	銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正（クロスボウの規制）について	令和3年12月7日(火) 宮崎県警察本部
-----------------------	--------------------------------	-------------------------

1 改正法の趣旨

クロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び所持許可を受けた者の義務等を定めたもの。

2 クロスボウの定義

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの。

3 改正の概要

- (1) クロスボウの所持禁止に関する規定
- (2) クロスボウの所持許可制に関する規定
- (3) クロスボウの製造又は販売の届出に関する規定
- (4) クロスボウ射撃指導員に関する規定
- (5) クロスボウ射撃資格の認定に関する規定
- (6) クロスボウの保管の委託制度に関する規定
- (7) その他の規定（所持許可の失効、取消し、罰則）

4 許可される用途及び許可の有効期間

- (1) 用途
標的射撃、動物麻酔、調査研究などに限定
- (2) 有効期間
許可後3回目の誕生日まで

5 主な罰則

- (1) 不法所持（法第31条の16第1項）～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 不法発射（法第31条の16第3項）～同上
- (3) 携帯・運搬違反（法第31条の18第1号）～2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- (4) 販売業者による譲渡違反（法第33条第2号）～6月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- (5) 不当装てん及び安全義務違反（法第35条第2号）～20万円以下の罰金

6 主な経過措置

改正法の施行の際、現にクロスボウを所持している者については、改正法の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は所持の禁止の規定は適用されない。

7 施行日

令和4年3月15日



警察庁・宮崎県警察

文教警察企業 常任委員会 資料	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化 の促進に係る信号機等に関する基準を定める 条例の一部改正について	令和3年12月7日(火) 宮崎県警察本部
-----------------------	---	-------------------------

1 条例改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第12号）が令和3年4月1日に施行され、信号機に関する基準が追加されたことに伴い、宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年条例第72号。以下「条例」という。）の一部を改正する必要性が生じたため。

2 改正の概要

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機として、高度化P I C S [Pedestrian Information and Communication Systemsの略]（信号機から歩行者用信号の情報を電波で発信し、横断歩行者のスマートフォン等を通して通知する機能等を備えた信号機）の開発が進んだことに伴い、今後、高度化P I C Sの整備を推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号。以下「規則」という。）が次のとおり改正され、信号機に関する基準に高度化P I C Sが追加された。

規則第1条第1号イ（改正により下線部分が括弧書きで追加された。）	
改正前	人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの
改正後	人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（ <u>当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。</u> ）

今後、県内においても高度化P I C Sの整備を行うことが予想されることから、規則の改正に準じて条例第2条第1号アを改正し、高度化P I C Sに関する記述を追加するもの。

3 施行期日

令和3年11月議会に上程し、公布の日から施行する予定である。

文教警察企業
常任委員会
資料

高度化 P I C S について

令和3年12月7日(火)
宮崎県警察本部

1 高度化 P I C S について

歩行者等支援情報通信システム（P I C S）とは、信号の状態を音で知らせたり、歩行者横断時の青時間を延長したりして視覚障がい者、高齢者等の安全を支援し、交通事故の防止を図るシステムをいう。高度化 P I C S は、従来 P I C S のサービスを受けるために必要であった、専用端末又は白杖用反射シートを使用せず、普及が進んでいる一般的な無線通信手段（Bluetooth Low Energy）を搭載した携帯電話等（スマートフォンを含む。）を利用し、信号情報の提供等を行うシステムをいう。

高度化 P I C S の概要

○ 高度化 P I C S とは

- ・ Bluetooth を活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長を可能とするシステム
- ・ スマートフォン等のアプリケーション作成は競争領域とし、ナビアプリとの連携によるシームレスなサービスの創出も期待



○ 高度化 P I C S のメリット

- ・ 音響式を設置する際に必要となる、周囲の住民等との調整が容易
- ・ 音響式を鳴動させることができない夜間等の時間帯でも支援が可能

2 高度化 P I C S の整備状況

令和2年度末現在、5県（宮城県、埼玉県、千葉県、静岡県、福岡県）で運用

3 県内の従来型 P I C S の整備状況

県内に整備している従来型 P I C S は、信号柱に設置した赤外線センサーが歩行者の杖等に貼付した反射シートを検出して、信号機の状態を信号機柱に設置したスピーカーから音声で案内したり、歩行者信号の青時間を延長する装置となっており、宮崎市内の2か所で運用している。

宮崎駅交差点（宮崎駅西口）、小松南（潤和会病院前押ボタン）

文教警察企業
 常任委員会
 資料

特殊詐欺の現状と被害防止対策について

令和3年12月7日(火)

宮崎県警察本部

1 特殊詐欺の現状

(1) 認知件数

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3.10末	(前年同期比)
認知件数(件)	35	50	59	45	27	39	22	24	19	16	(+3)
被害額(万円)	19,566	23,139	34,679	16,506	16,859	8,097	4,784	2,930	2,586	5,585	(+4,524)
高齢者数(人)	13	31	33	31	19	24	9	17	16	5	(-6)

※高齢者は65歳以上をいう。

(2) 特殊詐欺の手口

- | | | |
|--------------|-----------|----------|
| ①オレオレ詐欺 | ②架空料金請求詐欺 | ③還付金詐欺 |
| ④融資保証金詐欺 | ⑤金融商品詐欺 | ⑥ギャンブル詐欺 |
| ⑦交際あっせん詐欺 | ⑧その他の特殊詐欺 | ⑨預貯金詐欺 |
| ⑩キャッシュカード詐欺盗 | | |

(3) 特殊詐欺の相談件数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3.10末	(前年同期比)
総計(件数)	1,874	1,848	1,698	2,830	1,991	1,751	810	357	(-314)
オレオレ	92	539	114	243	58	290	3	4	(+2)
架空料金請求	1,179	876	1,181	2,386	1,881	1,437	593	307	(-184)
還付金	133	273	350	149	39	1	82	28	(-21)
融資保証金	49	25	21	18	8	15	6	7	(+22)
預貯金	-	-	-	-	-	-	82	0	(-80)
詐欺盗	-	-	-	-	-	-	36	0	(-36)

※相談件数は、平成26年から統計を取り始めている。

※預貯金・詐欺盗は、令和2年から新設された手口である。

2 被害防止対策

(1) 撃退力向上対策(犯人からの電話を取らせない)

ア 自動通話録音機の貸出し

- 貸出し台数 264台(令和3年10月末現在)
- 自動通話録音機貸出しに関するアンケート調査(令和3年9月実施)

※ 調査対象者～自動通話録音機貸出中の100人

区分	調査結果(%)		
不審・迷惑電話の有無	なくなった(78)		減った(22)
詐欺等の被害防止効果の実感	ある(95)		ない(5)
不審・迷惑電話への不安	なくなった(69)	少しはなくなった(23)	変わらない(8)
防犯意識の程度	かなり高まった(43)	高まった(44)	変わらない(13)
自動通話録音機の継続利用の有無	利用したい(99)		利用しない(1)

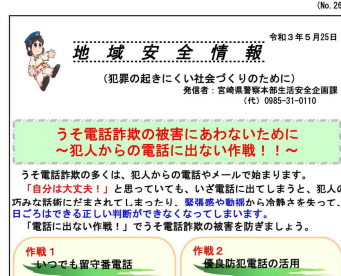
イ 優良迷惑電話防止機器の普及促進

ウ うそ電話詐欺被害防止推進モデル地区の指定(令和3年度:21地区)

- 高齢者クラブ等をモデル地区に指定し、自動通話録音機の貸出しを促進



【自動通話録音機】



【地域安全情報】



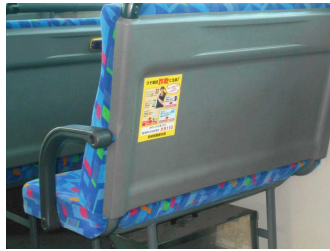
【モデル地区指定】

(2) 看破対策（だまされないための広報啓発）

- ア うそ電話詐欺被害防止コールセンター事業
- イ 防犯メール・ツイッター等による注意喚起
- ウ バス・タクシー事業者及び宮崎県薬剤師会と連携した広報啓発
- エ 高校生と連携して制作した動画による広報啓発
 - 県警ホームページ・ツイッターで配信
- オ 宮崎県生命保険協会と連携した広報啓発（クリアファイルの作成）
- カ 幼稚園と連携した塗り絵作戦



【ステッカー】



【ステッカー掲示①】



【ステッカー掲示②】



【高校生制作動画】



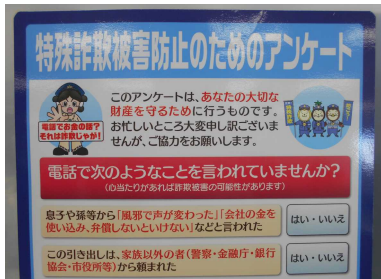
【クリアファイル】



【塗り絵作戦】

(3) 未然防止対策（社会全体で被害の未然防止）

- ア 金融機関との連携
 - チェックシートを活用した顧客に対する声かけの強化等
- イ コンビニエンスストアとの連携
 - 電子マネー被害防止啓発用収納袋の配布
 - うそ電話詐欺被害防止対策訓練の実施
- ウ 宅配事業者との連携
 - チェックシートを活用した顧客に対する声かけの強化等



【チェックシート】



【啓発用収納袋】



【コンビニ訓練】

3 未然防止件数

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3.10末	(前年同期比)
未然防止件数(件)	72	85	84	55	43	21	17	34	37	(+10)
未然防止額(万円)	9,272	12,742	13,328	3,700	2,413	662	3,495	497	250	(-83)

※未然防止件数等は、平成25年から統計を取り始めている。